

特定化学物質作業主任者 再教育 (能力向上教育)

特定化学物質等作業主任者または特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者（労働安全衛生法第14条）技能講習を修了後、定期的に（5年毎）に再教育を行うなど、能力の向上を図ることが必要である。

（労働安全衛生法第19条の2）

受講対象者： 特定化学物質等作業主任者または特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者
技能講習を修了後、おおむね5年を経過した方
特定化学物質作業主任者再教育を受講してから5年を経過した方
（当協会以外の団体の修了証をお持ちの方も受講できます。）
申込のときに修了証（資格証）の写しが必要です。

講習内容・時間		
科目	範囲	時間
1 作業環境管理	(1) 作業環境管理の進め方 (2) 作業環境測定、評価及びその結果に基づく措置 (3) 局所排気装置等の設置及びその維持管理	2時間
2 作業管理	(1) 作業管理の進め方 (2) 労働衛生保護具 (3) 緊急時の措置	1時間
3 健康管理	(1) 特定化学物質による健康障害の症状 (2) 健康診断及び事後措置	1時間
4 事例研究及び関係法令	(1) 作業標準等の作成 (2) 災害事例とその防止対策 (3) 特定化学物質に係る労働衛生関係法令	3時間
合計 7時間 (1日間)		

受講された方には後日、修了証を交付します。（当日ではありません）

労働局登録教習機関
一般財団法人 労働安全衛生管理協会
本部事務局 〒336-0017 さいたま市南区南浦和2-27-15（信庄ビル3階）
TEL 048-885-7773・Fax 048-885-5738



日程、申込はホームページからお願いします。 <http://www.roudouanzen.com>